## 議案第99号

幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、 公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

- 第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)により保有個人情報の開示を受けるものは、別表に定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める 事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。 ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に 要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった 日から30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に 著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関 は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決 定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足 りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請 求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (訂正請求及び利用停止請求の手続)
- 第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める 事項を記載するものとする。
- 2 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める 事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第 号)第1条に規定する幕別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用の状況の公表)

第9条 町長は、毎年度、各実施機関の法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、 これを公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(幕別町個人情報保護条例の廃止)

第2条 幕別町個人情報保護条例(平成11年条例第32号)は廃止する。

(幕別町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の幕別町個人情報保護条例 (以下「旧条例」という。)第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条 例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみ だりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、こ の条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していたもの
  - (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務 に従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第12条、第14条、第15条又は第16条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る手数料を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において 旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第1項第2号に掲げる者

- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯したものにも適用する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 別表 (第3条関係)

## 写しの作成及び送付の費用

1 作成に要する費用	(1) 町が管理する複写機(当該複写 機により複写できる大きさのも のに限る。)による場合	1件310円に、1枚増す ごとに10円を加えた額
	(2) 町が管理するカラー複写機(当 該複写機により複写できる大き さのものに限る。)による場合	1件330円に、1枚増す ごとに30円を加えた額
	(3) 外部の業者に発注しなければ 複写できないもの	当該複写に要した額
	(4) 光ディスク (直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複製したもの	1件300円に、700メガ バイトまでごとに100 円を加えた額
2 送付に要する費用	(1) 当該送付に要する額	

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費 用の額を算定する。